**クリーニング所等開設（無店舗取次店営業）届出事項変更（廃止）届**

　　　クリーニング所等の届出事項の変更を生じたとき，又は廃止したときは，速やかに届出させる。

**（注意事項）**

（１）開設者が死亡した場合には，戸籍法に規定する届出義務者（親族，親族以外の同居者，家主，地主，家屋若しくは土地の管理人）が行うこと。

（２）洗濯物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所が，洗濯物を処理するクリーニング所に改装する場合（その逆も同様），クリーニング所として同一性を失わない限り，変更届により処理すること。

　**（添付書類）**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更等の内容 | 添付書類 |
| クリーニング所等の名称，開設者の住所，電話番号 | なし |
| 構造設備（無店舗取次店の業務用車両を含む。） | 平面図（変更前，変更後の図面） |
| 【個人で開設している場合】営業者の氏名，本籍（結婚等の場合） | 戸籍抄本等で確認することが望ましい。 |
| 【法人で開設している場合】法人の名称，主たる事務所の所在地 | 登記事項証明書（原本の確認を行い，返却。） |
| 管理人の氏名，本籍，生年月日 | なし |
| クリーニング師の本籍，住所，氏名，生年月日，登録番号 | 【雇入の場合】免許証（原本の確認を行い，返却。） |
| 洗濯物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所から洗濯物を処理するクリーニング所への業態変更又はその逆の業態変更 | 平面図（変更前，変更後の図面） |
| 従事者数 | なし |
| 法第３条第３項第５号の洗濯物の取扱いの有無 | なし |
| 【無店舗取次店の場合】業務用車両の登録番号等，車両の保管場所，営業区域 | なし（※営業区域の変更により県管轄以外の区域が追加される場合は，当該県市町長に届出するよう指導すること。） |
| クリーニング所の廃止（無店舗取次店を除く。） | 確認証 |